

## 追悼と不戦の誓い

今年もまた八月十五日がやってきました。七十二年前のこの日、天皇陛下の玉音放送と言う形で敗戦を受け入れることとなった我が国では、先立つ大都市への焼夷弾による無差別空爆、沖縄での苛烈な地上戦、八月六日広島への原爆投下、更に八月九日の長崎への原爆投下によって、住民は塗炭の苦しみの中におかれ、国内外にわたる戦没者は三百十万人、またアジアの人々の犠牲は二千万人にも及ぶ悲惨な戦いを経験しました。

ここ千鳥ヶ淵には二百四十万人の海外戦没者の内、遠い戦地で命尽きお名前のわからなくなってしまった方々や先祖代々の墓にお納めすることの叶わなかった方々のご遺骨が眠っておられます。

その皆さんの前にこうして毎年追悼と不戦の誓いをお伝えすることで、私どももまた平和への思いと責任を改めて確認して参りました。

今年はとりわけ悪化の一途を辿る北東アジアの安全保障環境の中で、再び「武力によって紛争の解決を図る」ことのないよう、あらゆる平和的・外交的努力の必要性をしっかりと再確認せねばと思います。三十八度線によって祖国を二つに分断された朝鮮半島の現状はいまだ終わってはいない第二次世界大戦の悲劇そのものです。

弾道ミサイルや核爆弾実験を繰り返す北朝鮮共和国に対し、米国トランプ大統領は公然と核兵器の使用をほめめかし、米朝の「脅し合い」はエスカレートする一方にも思えます。そして日本もその対立のるつぼに置かれようとしています。いわゆる核抑止力としての核兵器以上に、脅しの道具としての核兵器が現実のものとなり、核抑止論は詰まるところ核攻撃を引き寄せることが明らかにもなりました。第二次世界大戦直後からの核軍拡の中で科学者達からの警鐘として鳴らされた人類の終末時計の針は、いまや残り二分を指し示しています。

そのような中で、一筋の希望の光が見えたこともまたご報告したいと思えます。本年の七月、ニューヨークの国連総会では核兵器禁止条約が加盟百

二十二カ国の賛成多数で採決され、九月からは調印が開始されることとなりました。千九百九十五年長崎市が国際司法裁判所の審理で訴えた核兵器使用の違法性が、広く国際社会の総意となり、多くの核兵器を持たない国々と市民が禁止条約として結実させたのです。

もちろん核兵器保有国はこれに参加しておらず、米国の傘の下にある日本政府も「参加も批准もしない」と頑なな態度を取り続けていますが、「唯一の戦争被爆国」である日本が核兵器の使用を違法とする国際法の批准の先頭に立たねばならないことは明らかです。緊迫する北東アジアでの核兵器使用の危機に対して、最も現実的かつ有効な選択こそ、この核兵器禁止条約にあるはずで、加えて通常兵器に関する軍備管理体制構築の重要性もまた忘れてはなりません。

さらにここに眠っておられる皆さんの犠牲の上に日本が手にするところとなった日本国憲法は「世界のあらゆる人々が恐怖と欠乏から免れること」を私たち国民の責務としました。同時に国際社会の信頼の醸成とともに憲法第九条ではその目標のために武力を用いないことを誓い、国の交戦権を否定しています。

現在政府の中には自衛隊に軍事力を行使させるための憲法改正の主張がありますが、戦争が計り知れないほど多くの人々の尊い生命を奪い、また人生そのものを破壊するものであることは論を待ちません。それは二十一世紀に入ってからアフガニスタンやイラクでの戦争が、今もそれらの地域の混乱と果てしない武力衝突を生んでいることから明らかです。私ども立憲フォーラムは九条改悪のあらゆる策動に主権者国民とともに断固反対していきたいと思います。

二〇一七年八月十五日、私たちは憲法の謳う非戦と国是である核廃絶に向けて、また新たな決意をもって取り組むことをここに誓い、追悼の言葉としたいと思えます。

二〇一七年八月十五日

立憲フォーラム副代表 阿部 知子